

臨時休業期間中の児童の居場所の提供について

この度、区立小学校では、保護者の仕事の都合や病気・介護などの真にやむを得ない事情で、自宅等で過ごすことが困難な児童については、各学校で受け入れ、居場所を提供することとしますので、お知らせします。

1 対象者について

- ・ 保護者の仕事の都合や病気・介護などの真にやむを得ない事情で、自宅等で過ごすことが困難な、各小学校に在籍する第1～6学年児童
※ 第1学年については、原則保護者の送迎が必要となります。

2 期間および時間について

- ・ 4月16日（木）～5月1日（金）午前9時から12時まで
※ 土日祝日を除きます。

3 場所について

- ・ 在籍する練馬区立小学校の教室等（詳細は各学校ホームページ参照）
※ 校庭・体育館は使用しません。

4 参加申込について

- ・ 練馬区および学校ホームページに掲載されている「利用申込書」を印刷し、必要事項を記入した上で、4月14日（火）までに学校に提出してください。
- ・ 15日以降に居場所利用が必要になった場合は、各校にご相談ください。
※ 家庭での印刷ができない場合は、学校に利用申込書がありますので、各学校にお問い合わせください。

5 その他

- ・ 集団感染が発生しかねない人数の申請があった場合や教員の勤務体制を超える申請があった場合（子育て中の教員もおり、学校も教員勤務の縮減を行っております。）などには、低学年児童のみの実施とするなど、規模縮小を行うことがあります。
- ・ 申込をした児童は、原則全日程参加となります。
- ・ 利用する際は、学校ごとの検温カード等に必要事項を記入の上、お子さまに持参させてください。なお、利用中にお子さまが体調を崩した場合は、引き取りを依頼します。予めご了承ください。
- ・ 利用しない日は、必ず学校に連絡をしてください。
- ・ 「子どもの居場所の提供」が目的であり、学習を保障する場ではありませんので、お子さまに教材や文房具、上履き等を持参させてください。（学校の教職員が見守りを行いますが、授業を行うことはありません。）
- ・ 可能な限りマスクを着用させてください。
- ・ 普段学校に持ち込まない物やお弁当などの飲食物は、持参させないでください。
- ・ 自転車で学校に来ることはできません。行き帰りの安全管理は、保護者の責任において行っていただきますようお願いいたします。